

令和5年度地域包括支援センター活動評価について

一次・二次評価表（項目）

基準日：令和6年3月31日	一次評価：受託者	二次評価：鹿屋市
A：できている	62	62
B：一部できている	0	0
C：できていない	0	0
未評価	0	0

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
基本方針・実施方針	本方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定し、関係者との連携が適切に行われている。	A	市から本方針の説明を受け理解を深め、センターの事業実施方針及び事業計画を策定した。市、民生委員、介護支援専門員を始め、事業の関係者及び関係機関と連携して事業を実施した。	A	本方針に基づき事業計画が策定されている。専門職や民生委員等との連携が図られており、地域の関係者や関係機関とのネットワークが構築されている。
	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	A	高齢化率、平均介護度、既存の社会資源等、把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの事業実施方針として6つの重点項目を定め、事業を実施した。	A	地域の実情に応じて必要となる6つの重点項目を定め、効果的かつ効率的な事業展開が行われている。
	サービス事業者等の紹介が適切に行われ、公平・中立性が確保されている。	A	利用者の意向を尊重しつつ、集中減算判定様式を活用し、一部の事業者に偏ることのない選択に配慮している。	A	一次評価のとおり、特定の事業者等に偏りがないうち配慮され、公平・中立性が確保されている。
	高齢者クラブ等の既存活動を活用し、多様なネットワークの構築が行われている。	A	高齢者クラブ、高齢者学級、各サロン等への参加、出前講座の開催等により、地域とセンターの関係性の構築が行われている。	A	民生委員や地域の関係団体と顔の見える関係性を築いており、様々な地域資源と連携する多職種とのネットワークが構築されている。
	開庁日時、休日夜間における総合相談の窓口体制が適切に確保されている。	A	夜間・休日は電話当番制を設け、専門職による24時間365日の対応を実施している。	A	一次評価のとおり適切に体制が確保されている。
	定められた専門職種が適切に配置され、職員が職務に専念している。	A	三職種の確保には苦慮しているが、包括的支援事業の実施基準にある規定数を踏まえ、ハローワークを通じて継続的に募集を行い、専門職確保に取り組み、配置している。	A	実施基準を踏まえて専門職を配置し、安定的・継続的な職員の確保に努めており、適切な人員補充が行われている。また、センター業務を適切に実施するため、職員が職務に専念している。
	職員に対する職場内、職場外の研修機会が確保されている。	A	全体会議（年12回）においてテーマを設けた内部研修の開催や、権利擁護推進員養成研修などの外部研修の機会を確保し、職員が53講座に積極的に参加した。	A	職場内での研修のほか、オンラインでの研修を含む外部の研修受講の機会が確保されている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
基本方針・実施方針	ミーティングを定期的に行うなど、チームで業務に当たっている。	A	全体会議、事業担当者会議、グループミーティング、グループ長会議、職種に応じた分科会などを定期的で開催し、共通認識を持ってチームで業務に当たっている。	A	職員がミーティング等により共通認識を持ち、センター内で連携・協力して業務を実施している。
	個人情報の同意取得が行われ、個人情報が適切に管理されている。また、責任者を配置して、個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	A	利用契約時に利用者から文書による同意書を取得している。また、センター内で規程を定め、誓約書等を徴している。センター次長を責任者とし、「個人情報持ち出し管理簿」を職員ごとに整備して適切に管理している。	A	一次評価のとおり適切に管理されている。
	分かりやすい看板や案内表示が掲示され、パンフレット・チラシの配布、ホームページ、出前講座等によりセンターの活動が公表されている。	A	包括日より、オレンジ日より、支えあい通信の定期配布、ホームページ、出前講座等によりセンターの機能、取組状況の周知・広報を行っている。	A	センターの役割や機能等が積極的に広報され、活動状況が分かりやすく公表されている。
	苦情対応、対策の検討と共有、責任者の配置、市への報告が適切に行われている。	A	規程に基づく意見事故受付簿に記録し対応を協議している。センター次長を責任者とし、月1回の市との事業推進会議において報告を行い、相互で確認し対処の妥当性を諮っている。	A	苦情対応体制が整えられ、適切に対応されている。
総合相談支援業務	緊急性の有無、主訴以外の課題の判断を踏まえ、親切丁寧、迅速、ワンストップの対応が行われている。	A	緊急性の有無を早急に検討し、意向や実態把握を行いながら必要な支援を行っている。また、必要時は他機関への情報提供や対応依頼を行うなど連携して対応している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	全ての相談内容（地域ケア会議含む）が的確・適切に「相談支援システム」に記録され、管理している。	A	全ての相談内容を相談支援システムに記録し、月報報告前にセンター内で記録を回覧し確認した上で適切に管理している。	A	一次評価のとおり適切に記録され、管理が行われている。
	困難事例等はケースカンファレンスを開催する等、適宜関係機関と連携し支援の方向性を検討している。	A	困難事例等はチームミーティングにて事例共有し、事例に応じて地域ケア個別会議を開催し、法テラス、社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センターなど専門機関の意見等も踏まえ支援を検討している。	A	一次評価のとおり、適切に対応されている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
総合相談支援業務	専門的継続的な支援が必要な場合は、関連業務への引き継ぎ、地域ケア個別会議の活用、定期的なモニタリングなどが行われている。	A	半年以上支援している方や課題が多い方はチームミーティングで協議した後に、積極的に地域ケア個別会議を開催している。課題解決に向け支援しながら会議等によりセンター内で進捗状況を共有している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	全ての相談案件の進行管理が適切に行われ、相談の終了は「総合相談支援終了基準」に基づき行われている。	A	総合相談支援終了基準に基づき支援終了を行い、総合相談進捗会議において市と事例共有し対応について確認している。総合相談支援終了基準の運用についても市とセンターが都度相互に確認し共通認識を持って進行管理を適切に行った。	A	終了した総合相談支援の内容は、2か月に1回開催される総合相談進捗会議において、市とセンターが事例共有しており、総合相談支援終了基準に基づき支援終了していることを確認できている。
	把握した地域資源や、地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・特性等に関する情報をマップやリストに整理し、適切に管理・共有されている。	A	サロンや有償ボランティア団体など把握している地域資源等の情報を利用者、家族、介護支援専門員等必要な方に情報提供し、生活支援コーディネーターを中心に情報の整理やマップの更新を行い、適切に管理を行っている。	A	把握した地域資源等の情報が整理され、リストや、厚生労働省の介護サービス情報公表システム（生活関連情報）により、適切に管理されている。
	家族介護者からの相談について相談件数や相談内容をとりまとめ、関係機関と連携して家族等の介護離職防止に向けた取組を実施している。	A	介護離職防止の観点で家族介護者からの相談対応の準備を行っている。家族介護者の介護負担軽減につなげ介護離職にならないように情報提供を行い介護離職防止に努めた。	A	高齢者に限らず、家族介護者からの相談についても、精神的負担や身体的負担の軽減が図られるよう、助言及び支援が行われている。
	認知症初期集中支援チームと、認知症初期集中支援の対象者に関する情報を共有し、総合相談支援と初期集中支援のどちらでの対応が望ましいか適宜判断している。	A	認知症に係る相談は、認知症初期集中支援チーム員を兼務する職員ができるだけ総合相談の担当を引き受け、連絡・訪問を行い、家族から初期集中支援チーム介入の同意を得られた場合は、チームでの支援を行った。	A	一次評価のとおり、本人や家族の状況に応じて、適切に支援が行われている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
権利擁護業務	様々な機会を活用し啓発に努めている。	A	総合相談、法律相談会や出前講座にて地域住民に権利擁護に関する啓発活動を実施している。民生委員定例会や介護支援専門員の連絡会を通じて消費者被害について情報提供している。R5は、介護事業所向けに高齢者虐待防止研修会を実施した。ホームページに権利擁護についてのリンク集を作成し、啓発を行っている。	A	地域住民等に対して、幅広く権利擁護に関する周知啓発が行われている。
	成年後見や市長申立制度の活用など、支援が適切に行われている。	A	総合相談にて成年後見制度を紹介、市と連携して市長申立ての支援を実施している。	A	市との連携が図られており、状況に応じた適切な支援が実施されている。
	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、センター内で共有している。	A	月1回、センター内の事業担当者会議を実施したほか、社会福祉士分科会に市の担当者も出席し、内容について共有している。	A	一次評価のとおり、虐待対応については、月1回開催される社会福祉士分科会等で共有が図られている。
	虐待の相談、早期発見に取り組み、虐待が発見されたときは、実態の把握、安全の確保、市への報告が迅速に行われている。また対応策を検討している。	A	市とセンターで連携し迅速に対応が行えている。高齢者虐待防止対応マニュアルに準じて対応している。	A	一次評価のとおり、通報に対し、迅速に対応されており、都度、高齢者虐待対応マニュアルに準じて対応されている。
	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口又は警察等と連携の上、対応している。	A	家族からの相談対応を行った。消費生活センター等と連携し、その対応状況を権利擁護実務者会議において報告することで市、消費生活センター、鹿屋市社会福祉協議会、肝属地区障がい者基幹相談支援センターと情報や対応状況を共有している。協議内容についてはセンター内で情報共有している。	A	年3回実施の権利擁護実務者会議において消費生活センター等の関係機関と情報共有が図られている。
	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供している。	A	民生委員定例会や介護支援専門員連絡会において、見守り新鮮情報について情報提供している。介護サービス事業所から問い合わせがあった際も、随時情報提供を実施している。	A	一次評価のとおり適切な情報提供がなされている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの介護支援専門員等）を把握している。	A	4月1日時点の名簿確認を各介護支援専門員連絡会に行い、集約管理し把握している。	A	一次評価のとおり把握されている。
	相談窓口を確保し、必要な助言指導、情報提供や研修の実施、同行訪問、サービス担当者会議等の支援を行っている。	A	介護支援専門員の相談窓口として、チラシや必要な情報をメールにて知らせている。相談窓口の周知、ニーズ把握のため、年3回、よろずや相談会を開催した。（うち1回は介護老人保健施設相談員や介護支援専門員向けにオンラインで開催）。個別案件は随時対応し、ケアマネジメントにおける困難案件はサービス担当者会議への出席、関係機関への情報収集、情報提供を行い、経過の確認など後方支援を行っている。	A	介護支援専門員の実態把握や顔の見える関係づくりを行うとともに、専門的な見地からの助言、相談支援等を行っている。
	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会・意見交換の場等の開催計画を作成し、事前に示し、実施している。	A	介護支援専門員連絡会において、研修会、事例検討会や意見交換会を企画・立案し実施した。センター主催の事例検討会にも申込制にて参加してもらうほか、R5から居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の協力により事例提供を受けている。他連絡会の研修に他地区の居宅介護支援事業所がオンライン参加できるよう対応を行っている。	A	一次評価のとおり適切に実施されている。
	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けている。	A	令和5年度は介護老人保健施設相談員、施設介護支援専門員に対し、相談窓口ニーズの把握に努めた。また東西南北に設置している介護支援専門員連絡会において、担当地区にかかわらず、研修会を通しての交流、講師も含めた相談や意見交換ができる体制を整えている。	A	一次評価のとおり適切に実施されている。
	介護支援専門員の相談の内容を整理・分類し経年的に件数を把握している。	A	主任介護支援専門員が受けた相談案件を6つの項目に分類し、相談内容及びその回答を整理し年度毎に集計して把握している。	A	一次評価のとおり、相談内容が適切に整理・分類され、経年的に把握されている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
第1号 介護予防・指定介護 予防支援	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	A	介護支援専門員連絡会やセンター全体会議において、介護予防ケアマネジメントの手引きを用いてケアマネジメントの流れや取り扱いを随時確認している。センター内で判断が難しい場合は、市に確認し、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに努めている。	A	一次評価のとおり適切に周知されている。
	基本チェックリスト該当者の利用が適切に促され、自立支援に資するケアマネジメント(地域の社会資源含む)が行われている。	A	自立支援型地域ケア個別会議を行い、多職種から得られた助言を基に、ケアプランを見直し、利用者に地域の社会資源情報を提供したことで、サロンに参加するようになるなど、自立に向けた支援が行えている。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	委託した場合、台帳への記録及び進行管理(三職種等の適切な関与)を行っている。	A	委託管理表を用いて、ケアプランや評価のコメント記入を三職種等が分担して行い、進行管理を行っている。支援終了者のファイルは、事業所ごとに管理表を確認し、原則1か月以内のファイル返還を促し、内容を確認後センターにて保管している。	A	一次評価のとおり、適切に台帳記録及び進行管理が行われている。
	要介護認定率の改善のため、総合事業の適切な活用が行われている。	A	利用者に対しアセスメントを十分に行い、目標の達成に向けて、利用する総合事業を精査するとともに、利用者自身が介護予防の取組を取り入れ実施できるようなケアマネジメントを行っている。総合事業のみを利用する要支援認定者のうち現状維持・改善が図れる見込みのある者については事業対象者としての総合事業利用を促している。	A	自立支援型地域ケア個別会議等を活用し、多職種でアセスメントを行った結果を用いて、支援内容が検討されている。地域のサロンや介護予防活動支援教室等の利用が積極的に促されている。
	自立支援による要介護度改善、日常生活支援の活用による給付費適正化を目指した適切な介護予防ケアプランの作成、評価が行われている。	A	毎月、職員2人1組で、介護保険の更新者、終了者等のケアマネジメントにおけるケースファイルの内容確認を行っている。適正なサービス利用についてセンター内で判断が難しい場合は、市に確認し、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを行っている。	A	一次評価のとおり適切に行われている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
地域ケア会議	積極的に活用され、適切な支援、支援に対する進行管理が行われている。	A	R5は積極的に会議を開催した。進行管理については、会議終了後も必要に応じ関係者間で電話等により支援の方向性について検討を行いながら終結に至るまで継続支援を実施した。	A	一次評価のとおり適切に進行管理が行われている。
	自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行っている。	A	必要に応じて、本人・家族を含めて会議を実施し、関係機関の多職種で協議するなど、本人の能力や意向、家族の状況や介護力等を多角的に捉えながら自立支援・重度化防止の視点で検討を行った。	A	多職種が協働し、自立支援・重度化防止に資する観点から、個別事例の検討が行われている。
	顕在的・潜在的な地域課題の集約について、介護予防ケアマネジメントの観点から必要な情報が整理されている。	A	介護予防ケアマネジメントの観点から、得られた助言に基づいてモニタリングを行い様式に沿って整理し市と共有している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	地域ケア個別会議後のケアマネジメントにおいて、地域ケア個別会議で出された助言の有効性を確認し、その結果を市と共有している。	A	会議後に、介護支援専門員や担当者に聴き取りを行い助言の有効性を確認した。得られた助言に基づいてモニタリングを行い様式に沿って整理しているほか、個別課題から見出した地域課題の抽出も行っており、その内容は地域ケア会議事業委員会において報告し市と共有している。	A	地域ケア個別会議で出された助言に基づく支援の実施の有無について、センター内で統一した方法で記録を行うことにより、助言の有効性が確認され、その内容が市と共有されている。
	市と役割分担を行いながら、地域ケア個別会議の進捗状況の確認、個別ケースの検討により共有された地域課題の解決策の検討など、効果的な地域ケア会議の構築に必要な検討を行っている。	A	R5から、センターが主催する地域ケア個別会議について開催一覧表を用いて市と内容を共有し、必要に応じて市も参加の上、検討を行い役割分担を行った。地域ケア会議事業委員会において、個別ケースの検討により抽出した地域課題や必要な社会資源等を整理し、内容の共有を行い、ふれあい会議や推進会議に繋がるよう検討を行っている。	A	一次評価のとおり、地域ケア会議事業委員会において、効果的な地域ケア会議の構築に必要な検討が行われている。
センター主催の地域ケア会議における地域課題について参加者間で検討し、議事録や検討事項をまとめたものを、市に報告している。	A	会議ごとに議事録を作成し、情報の共有を行った。また、同時に個別課題から見出した地域課題の抽出も行っており、その内容は地域ケア会議事業委員会において市に報告している。	A	一次評価のとおり適切に報告されている。	

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係者間で速やかな情報共有が実施できるよう、入退院支援ルールの周知、活用、普及に努めている。	A	大隅地域の入退院支援ルールの新しい手引き作成のための作業部会に参加し協議したほか、入退院支援ルールの普及啓発や活用に努めている。	A	一次評価のとおり、適切に入退院支援ルールの周知等が行われている。
	医療・介護関係者等が参画する会議において、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、具体的な対応策を立案できている。	A	医療・介護を支える連携体制づくりを構築するため、在宅医療推進検討委員会を開催した。かかりつけ医がいない方の対応などの課題を検討、協議し、対応策を立案できた。	A	一次評価のとおり、在宅医療推進検討委員会において、かかりつけ医のいない方への対応を検討、協議し、対応策を立案できている。
	医療・介護関係者への相談支援を行い、取りまとめた相談内容に基づき、必要に応じて事業の見直しを行っている。	A	在宅医療・介護連携関係の相談に対応した件数やケース等の内容を取りまとめ、隔月で開催する在宅医療・介護連携推進事業委員会や年1回開催する在宅医療推進検討委員会で報告した。相談内容や傾向を分析し、医療ソーシャルワーカーとセンターとの定期的な意見交換会を企画するなど事業の見直しを行っている。	A	一次評価のとおり、相談内容に基づいた事業の見直しが行われている。
	在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。	A	在宅医療・介護連携推進のため、医療分野及び介護分野の多職種を対象とした対面式の多職種連携研修会・ワークショップを開催した。	A	一次評価のとおり研修会が開催されている。
	在宅医療介護連携支援センターとして、近隣市町の関係機関との連携を図っている。	A	年1回曾於・肝属地域包括支援センター長等会議や在宅介護支援センター協議会大隅地区研修会を開催し近隣市町の関係機関と連携を図っている。	A	一次評価のとおり、近隣市町の関係機関との連携が図られている。
	認知症総合支援事業	地域における認知症高齢者支援の取組や認知症の理解促進に向けた普及啓発活動を行っている。	A	オレンジだよりの発行、出前講座、サポート医の講話、厚生労働省作成の動画上映、パネル展示、パンフレット配布、書籍の推奨活動やオレンジガーデニングプロジェクトを通して広報周知を行った。	A

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
認知症 総合支 援事業	認知症施策の取組を進めるに当たり、認知症当事者（認知症の人やその家族）の意見を聞いている。	A	オレンジカフェや介護者交流会「ほっと会」の開催に当たって、認知症の本人や家族の意向を把握し、開催内容の見直しに努めている。認知症疾患医療センター、生活支援コーディネーター、民生委員からの情報提供や総合相談事例の方を訪問し、思いを傾聴している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながるよう、地域支援体制の構築及び社会参加支援を行っている。	A	当事者が参加するサロン、地域住民や民生委員から得た情報を介護支援専門員と共有することで、家族を交えた支援体制の構築につながった。また、三職種と連携し、長年地域との交流を閉ざしている家族に対し、オレンジカフェやほっと会への参加を促し、他者交流につなげることができた。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	総合相談の内容に応じて、専門医・専門機関の情報を提供するほか、同行訪問や面談への同席を行うなど、総合相談との連携を図り、本人や家族の意向を踏まえて、総合相談と初期集中支援のどちらの対応が望ましいか適宜判断ができています。	A	総合相談対応から認知症初期集中支援チームになく際は、対象者確認票を用いて判断し、該当する場合は家族の同意が得られたケースを初期集中支援対象者として取り扱い、チーム会議で得られたサポート医の助言を基に支援している。	A	認知症初期集中支援チーム員を兼務する三職種が、主として認知症関連の相談を対応することにより、スムーズに初期集中支援対象者支援を行うことができています。
	認知症初期集中支援チームから認知症地域支援推進員へ支援事例の情報提供を行っている。	A	総合相談対応後に地域での関わりや役割の創出などの対応が適切と判断した場合は、認知症地域支援推進員と情報共有し同行訪問するなど引継ぎを行っている。	A	認知症分科会で情報共有を図っているほか、必要に応じて認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携し、社会参加支援につながるようケースの引継ぎを行っている。
生活支 援体制 整備事 業	様々な事業主体と連携して、地域資源や課題の収集及び高齢者の社会参加に取り組んでいる。	A	市や社会福祉協議会と連携し、地域のニーズ把握やサロン、買い物支援、有償ボランティア等の立ち上げに取り組み、高齢者が参加しやすい体制を作った。	A	関係機関と連携し、ニーズに対する支援や、社会参加を促進する取組がなされている。
	地域資源リストやマップの作成更新、公表を行っている。	A	R5の地域資源の最新情報を確認し、リストの作成、厚生労働省の介護サービス情報公表システム（生活関連情報）の更新を行った。	A	介護サービス情報公表システム（生活関連情報）等の活用により、地域資源の最新情報に対する見える化が図られている。

区分	評価の視点	一次評価		二次評価	
生活支援体制整備事業	要支援高齢者については地域の支え合いを積極的に活用することとし、生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーター等が連携している。	A	地域ケア個別会議に参加して地域の支え合いの情報を提供したほか、月1回の生活支援コーディネーター合同会議や地域福祉コーディネーターと地域の会議等に参加し課題の解決に努めた。	A	地域福祉コーディネーターと連携し、地域に関する情報提供や、定期的な情報共有が図られている。
	他事業と連携して、必要な支援環境が整う体制づくりに関係者と一体となり取り組んでいる。	A	社会福祉協議会が開催する地域福祉協議会への参加、一般介護予防事業の周知啓発等、他事業と連携して体制づくりに取り組んだ。	A	一次評価のとおり、関係者と連携し取り組まれている。
	協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議している。	A	協議体において、サロンや有償ボランティアの立ち上げなど支え合い活動の創出についての協議を行った。	A	一次評価のとおり適切に協議されている。
事業への協力	在宅医療・介護連携、認知症施策、一般介護予防、介護給付適正化等に関する本市の事業との連携や協力が適切に行われている。	A	各事業における市との定例的な合同会議、事業委員会や作業部会において市の方針を確認しながら、情報共有を行い、連携、実施している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
その他	設置の手続き及び報告が期日までに適切に行われている。	A	示された仕様書に基づき設置届、実績報告、年間計画、職員名簿等を提出している。	A	一次評価のとおり適切に行われている。
	受託者の雇用職員が採用計画に基づき配置されている。	A	基準を満たす配置を成し得ている。また計画に基づきハローワーク等への募集を継続し雇用に努めている。	A	基準を満たした配置がされている。
	事業内容、運営状況が公表されている。	A	ホームページ、広報誌包括だよりにて公表している。	A	一次評価のとおり適切に公表されている。
	必要な機器等を確保し、貸与財産を含めて台帳等を整備し適切に管理使用されている。	A	備品管理台帳により管理し、備品シールの貼付及び備品の有無について確認し、公用車においても車両管理台帳を整備し管理している。また、器具備品等購入の際は、市と協議している。	A	一次評価のとおり適切に管理使用されている。
	運営費用が市民の負担する保険料等により賄われていることを十分理解し、金銭の管理が適切に行われ、支払い等の業務が適切に行われている。	A	公費による委託運営について全体会で周知徹底している。金銭管理については、3か月に一度、伝票・帳票・出納について会計事務所によるチェックを受けている。また金銭等は2重ロック金庫で管理し適正管理に努めている。	A	一次評価のとおり、金銭の管理及び支払い等の業務が適切に行われている。